

多島海景観享受から捉えた瀬戸内海国立公園の展望地整備のあり方に関する研究

A study on management and establishment of viewpoint in Setonaikai National Park concerning archipelago landscape

濱久保 衛* 伊藤 弘**

Mamoru HAMAKUBO Hiromu ITO

Abstract: This study aims to understand the current status and issues of viewpoint fields in the Setonaikai National Park by clarifying the relationship between the actual condition of the view from them and the establishment and management of them, and to consider the management of the viewpoint fields from the standpoint of the appreciation of the archipelago landscape. The methodology was field survey and analyze the pictures from all viewpoint fields, and literature survey such as national park management plan and so on. As a result, Setonaikai National Park can be divided into three areas, and the actual condition of the view in each was different from each other including the artificial structures such as towns, bridges, and industries. Especially the view from each viewpoint field in the Geiyo Islands, many artificial structures were seen in visually essential areas. The establishment and management of viewpoint fields were different among each management district. All the management plan was focused on the islands. It can be said that the management plan was made not concerning the characteristics of the archipelago landscapes, so the establishment and management of the viewpoint fields are not appreciated to enjoy the archipelago landscapes.

Keywords: *landscape, angle of depression, archipelago, national park, park management*

キーワード: 景観, 俯角, 多島海, 国立公園, 公園管理

1. はじめに

(1) 背景と目的

瀬戸内海国立公園は、昭和9(1934)年3月に指定された国立公園で、沿岸部の小高い場所から俯瞰する多島海景観を最大の特徴としている。この風景は、国立公園委員会特別委員会委員であった田村剛と脇水鐵五郎が、岡山県の鷺羽山から見た眺めを賞賛し、見出したものである¹⁾。脇水は、「小さき島嶼が基石を散したやうに多数に散布するを以て多島海景観の真髄とする」²⁾と、島々を広く俯瞰するパノラマ景を称賛したように、展望地と視対象である島嶼部及び海域部を中心とした公園区域が設定され³⁾、眺望行為を利用の中心に据えた公園計画が策定された。

指定から80年以上が経過した令和3(2021)年現在、沿岸部で工業地帯や橋梁が整備される等、指定当時と同様の展望地からの眺めが維持されているとは言いがたく、既往研究では、本州四国連絡橋の架橋による景観の変化が指摘されている⁴⁾。

平成18(2006)年に実施した瀬戸内海国立公園の現状と課題に関して、国、地方自治体及び民間団体を対象としたアンケート調査(社)中国地方総合研究センター)では、「広範囲だがまとまりのない区域指定」、「展望地からの眺望が楽しめていない」等の課題があるとまとめている⁵⁾。また平成27(2015)年に公園施設の整備及び維持管理の実施状況に関する調査(総務省中国四国管区行政評価局)結果から、中国四国地方環境事務所は、「現状に即した管理運営計画の変更」や「展望地の眺望の確保」等の改善処置を講ずるように通知⁶⁾された。このように瀬戸内海国立公園では、多島海景観を享受できるはずの展望地に対する課題が多方面より指摘されており、展望地整備のあり方を再考することが求められている。

本研究では、展望地整備を景観デザインの方法の体系⁷⁾に基づき「眺め(関係の操作・対象の改変・変遷のコントロール)」、「施設整備(視点の選定)」及び「管理方針(視点の選定)」の多角的視点より捉えるものとする。本研究と同じく多島海景観について論じた研究は、伊藤の多島海景観としての松島の評価を論じた研究⁸⁾や、

手前汀線の地形条件と心理的評価の関係を整理した細川の研究⁹⁾がある。展望地の施設整備に関する研究では、名勝の展望地点の現況を整理した上村らの研究¹⁰⁾、展望地に係る管理方針については、建築物規制より国立公園思想を論じた堀の研究¹¹⁾がある。また瀬戸内海国立公園を対象とした研究として、記述や絵画より捉えられた瀬戸内海を分析した西田の研究¹²⁾や、鳴門海峡を捉えた展望地からの景観構成及びその評価について言及した大平らの研究¹³⁾がある。ただ、いずれの研究も現在の多島海景観に着目し、多角的視点より包括的に瀬戸内海国立公園の展望地整備について論じた研究はない。さらに、岡田は工場景観に関する研究¹⁴⁾を行っているが、沿岸部に工業地帯や橋梁が整備されている瀬戸内海において、従来の自然要素で構成される多島海景観ではなく、人工物も含めた現在の多島海景観として評価する必要がある。

そこで本研究では、多島海景観の享受という観点から、現在の瀬戸内海国立公園の各展望地で得られる眺めの実態の特徴と展望地の施設整備状況を把握してその関係を整理し、さらに展望地の整備方針と管理の現状及び課題を踏まえて、展望地整備のあり方を考察することを目的とする。

2. 研究方法

(1) 対象地

本研究の対象は、国立公園管理計画書の基本方針にて「多島海景観」もしくは「内海多島景観」の記述がある環境省中国四国地方環境事務所の所管地の岡山県、広島県、山口県、香川県及び愛媛県に含まれる展望地とその眺望を対象とした。展望地の選定は、(一財)自然公園財団が発行した国立公園のガイドブック¹⁵⁾及び瀬戸内海国立公園管理計画書¹⁶⁾を参考に選定した展望地29件を対象とした(図-1)。多島海景観は、先述のように高い場所から眺める俯瞰景が評価されたため、俯瞰して眺望する展望地を対象とし、船上からのシークエンス景や水平景を眺望することになる標高の低い海岸の展望地は対象外とした。また国立公園の指定時期によって多

*株式会社社長大 **筑波大学芸術系

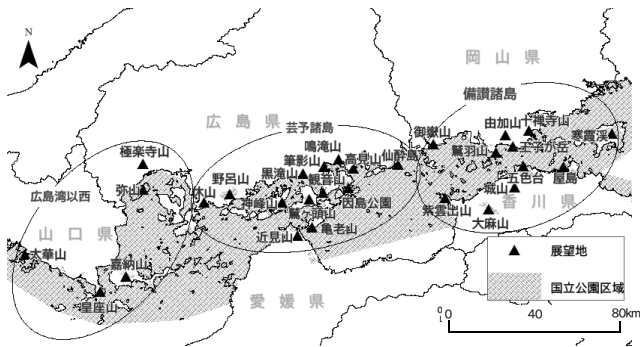


図-1 瀬戸内海国立公園及び対象地

島海景観の保全以外の意図で選定された選定地もあるため、これらについても対象外とした。

地理的に島嶼分布や汀線が異なること、展望地の管理主体が異なることから、①岡山県と香川県に挟まれる海域に位置し、備讃諸島を主な眺望対象とする展望地 (11 件)、②広島県と愛媛県に挟まれる海域に位置し、芸予諸島を主な眺望対象とする展望地 (13 件)、③広島県西部と山口県に面した広島湾以西を眺望対象とする展望地 (5 件) に地域区分し、眺めと管理及び行政方針の特徴をみた。

(2) 調査・分析方法

展望地における多島海景観の享受という観点から捉えるため、展望地からの眺め及び展望地の整備状況について調査を実施した。

1) 眺め

展望地からの眺めの分析は、デジタルカメラで撮影した写真を用いて行った。夏季是一年で最も遠景が眺望しづらい時季であるものの、夏季で眺望できる視対象は全ての時季で眺望可能と言えることから夏季に実施した。時期は、令和 2 (2020) 年 8 月 27 日から 9 月 5 日にかけての 1 週間 (調査開始時刻: 8 時~9 時, 調査終了時刻 16 時~17 時) に実施し、一部曇り又は雨であったが、地形図 (国土地理院地図) を持参し、物理的に視認されるべき対象を目視にて確認することで、後述する写真分析に支障が生じないようにした¹⁷⁾。また周囲を樹木に囲まれ視界が閉ざされている十禅寺山と由加山は対象外とした。撮影地点は、展望地で見える海域の広がり及び現地にて最大と確認できた地点とした。デジタルカメラ D3300 のパノラマ機能を用いて撮影を行い、水平画角を撮影地点からの眺めにおいて海又は島嶼を含む範囲とした。レンズの焦点距離は 14mm (35mm 判換算焦点距離: 21mm) に設定し、この時、垂直画角は 58.2° となり水平撮影で俯角が一般的下限の 30°¹⁸⁾ とほぼ同じになるため、撮影地点から実際に体験できる眺めを再現できると判断した。

現在の瀬戸内海国立公園には、先述のとおり人工物が点在しているため、眺めを構成する要素を大きく自然要素と人工物に分けて、展望地から撮影した写真及び地形図 (国土地理院地図) より把握した。自然要素は多島海景観享受の観点より、主構成要素である海及び島嶼とした。人工物は、展望地から眺めることのできた町並み要素 (建物)、工業要素 (タンク、クレーン等)¹⁹⁾ 及び橋梁とした。なお、本研究の対象である、展望地で享受される多島海景観は眺望景観である一方、展望施設や案内看板は周囲景観²⁰⁾の一部であることから対象外とした²¹⁾。

上記要素の見え方については、展望地の備えるべき条件として脇水が言及した²²⁾「視界の広さ (展望面積)」「島嶼の分布と山海の配置とがよろしきを得て、近景、中景及び遠景の整っていること (対象の俯角分布)」「海面上の高さが適度なること (汀線に対する俯角の把握)」に基づく分析や橋梁等の人工の見え方について分析を行った。写真より、Adobe Photoshop2020 を使用して「露出海域面積 (展望地から見える海面面積)」、「島嶼総面積 (展望地から見える島嶼面積)」及び「島嶼数 (展望地から見える島嶼数)」

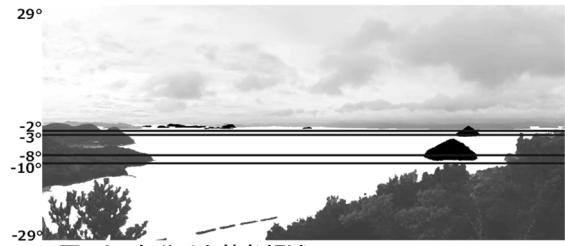


図-2 色分けと俯角領域 (白: 海域部 黒: 島嶼部)

を算出し把握した。算出に当たっては、要素の領域を明確にするために、写真上の島嶼と海域を色分けし、要素ごとに領域のピクセル数の合計を「露出海域面積」及び「島嶼総面積」とした。なお、本研究では、各展望地間の眺めにおける各要素の面積の広狭は、ピクセル数ではなく、対象地における展望地ごとのピクセル数の比較によって相対的に判断した。「島嶼数」は、写真における見かけの島嶼数である。展望地から見ると、複数の島嶼が重なって一体化して見えることもあるため、見かけの島嶼数を示すものとして複数の島嶼であっても色分け後の写真において一体化している島嶼の塊は 1 とした。「島嶼数」と「島嶼総面積」から、眺めにおける島嶼の分散と集中を把握した。島嶼面積が大きく島嶼数が少ないほど島嶼が集中して見え、島嶼面積が小さく島嶼数が多いほど島嶼が分散して見えると判断できる。

眺めにおける島嶼部の相対的な見えの大きさとして、露出海域面積に対する島嶼総面積の比率 (以下「島海比率」という。) を把握した。島海比率が大きいほど海域よりも島嶼が目立ち、島海比率が小さいほど島嶼よりも海域が目立つ。

島嶼、町並み要素及び工業要素の各対象の眺望における位置関係は、対比可能な項目として既往研究²³⁾を参考に「要素俯角範囲 (要素が見える俯角の範囲)」より把握した。写真上の垂直方向に等分線を引くことで各要素の俯角を把握し、垂直方向の分布範囲をみた (図-2)。「島嶼の手前部分の汀線」、「町並み要素」及び「工業要素」の撮影地点からの俯角を、俯角 2° 以下、視野の上限 (俯角 2° ~3°)、遠景領域 (俯角 3° ~8°)、中心領域 (俯角 8° ~10°)、視覚的に最も重要な領域 (俯角 10° ~29°) の俯角領域に 5 区分した。

さらに、島嶼に関しては、多島海景観において手前汀線の俯角に位置についても重要であることから、展望地の標高及び、眺望景観の中心方向に対する手前汀線までの距離から俯角を把握した。

橋梁は、海域を縦断する等、他の要素とは異なるため、見えの印象を図る指標である視線入射角²⁴⁾を用いて景観に影響を与える程度を把握した。橋梁を眺望できる展望地の座標と橋梁の中心点の座標から算出した。同一地点で複数の橋梁が視認できる場合、全ての視線入射角を把握した。

2) 展望地の整備

展望地に対する行政の評価 (展望地整備に関する行政機関 (国及び地方公共団体) の国立公園における整備の現状及び管理方針) が整備状況や管理方針にみられると考え、把握した。また利便性や快適性を把握する指標は、整備面積²⁵⁾、展望地形態、付帯設備 (展望地内の設置物) 及び土産物屋等の商業施設の有無 (展望地へのアクセス地点 (駐車場、ロープウェイ駅等) から展望地までにある商業施設) を現地踏査及び地形図 (国土地理院地図) から把握した。展望地形態は、自然公園における施設技術指針²⁶⁾に基づいて、自然地形型 (特に土地の改変や構造物設置せず地形を利用)、垂直構造型 (垂直構造物を設置)、水平構造型 (テラス状の平坦な構造物を設置) 及びその他に分類した。その他、展望地周辺の樹木が成長して調査地点からの眺めに入ってくるかを把握するため、樹木の乱し²⁷⁾度をみた。展望地周辺の植生が島嶼の稜線に被覆している度合いを写真上で判断し、視認されるすべての島嶼の稜線に全く



図-5 町並エレメント広範囲に分布する眺め (因島公園)



図-6 工業エレメントが視認できる眺め (神峰山)

(2) 人工物

1) 町並エレメント

備讃諸島の展望地では、鷲羽山や寒霞渓等の複数の俯角領域に町並エレメントが分布している展望地 (4 件) と単一俯角領域のみに分布する展望地 (5 件) に二分され、町並エレメントの見え方は展望地によって異なっていた。特異的に屋島では遠景領域に遠く、寒霞渓では遠景領域より手前に町並エレメントが見えた。

芸予諸島の展望地では、ほぼ全ての展望地で複数の俯角領域に町並エレメントが分布し、町並エレメントが広範囲に見えた。また重要な領域及び中心領域で町並エレメントが視認できる展望地が多く、視覚上重要な領域を広く見える傾向にあった (図-5)。

広島湾以西の展望地では、3 地域の中で町並エレメントの視認できる分布の範囲が最も小さく、町並エレメントの影響が小さいと言える。最も広範囲に町並エレメントが分布している弥山でさえも、範囲は3 俯角領域であり、町並エレメントの分布は狭小であった。

2) 工業エレメント

工業エレメントは、町並エレメントと比べて視認できる展望地は少なく、備讃諸島と広島湾以西の展望地では限られた展望地しか視認されなかった。一方、芸予諸島の展望地では比較的多くの展望地で工業エレメントが視認され、地域によって異なることが示された。全体的に遠景領域と中心領域に多く分布しており、この2 領域を中心に工業エレメントが視認できることが分かる (図-6)。

3) 橋梁

篠原によると、視線入射角が大きいと静的、小さいと動的な印象を受けると記している²⁸⁾。橋梁が視認できたのは備讃諸島と芸予諸島の展望地で、備讃諸島の展望地では、11 件中5 件と半分に満たず、芸予諸島の展望地では、13 件中11 件と多くの展望地で視認された。さらに、芸予諸島の3 件の展望地では、一箇所複数の橋梁を視認できた。視線入射角を30°ごとに区分した場合、1°~30°の領域では、備讃諸島の展望地で2 件、芸予諸島の展望地で4 件視認されたが、31°~60°及び61°~90°の領域では、備讃諸島の展望地では2 件、1 件に対し、芸予諸島の展望地では6 件、7 件と多かった。各地域で視線入射角は異なっており、橋梁の見え方に差異が生じていると言える。特に橋梁を視認できる展望地が多い芸予諸島では、橋梁の見え方が備讃諸島の展望地よりも多様であった。

(3) まとめ

各地域の眺めを整理すると (表-3, 4)、備讃諸島の展望地は、比較的小さい島嶼が点在もしくは分散して見える傾向にあった。これは、脇水が記した「小さき島嶼が基石を散したやうに多数に散布する」²⁹⁾眺めで、国立公園指定時に評価された多島海景観と言える。人工物はいずれの展望地でも視認された。町並エレメントは、ほぼ全ての展望地で遠景中心に見える一方、工業エレメントと橋梁が見える展望地は多くなく、町並エレメントや橋梁の見え方が展望地からの眺めを特徴づけると言える。

芸予諸島の展望地は、備讃諸島の展望地とは異なり、比較的大き

表-3 地域ごとの眺め例 (白: 海域部 黒: 島嶼部 面積は1,000px 単位)

備讃諸島 (御嶽山)	海域面積: 155px 島嶼比率: 0.21	
芸予諸島 (鳴滝山)	海域面積: 118px 島嶼比率: 1.64	
広島湾以西 (太華山)	海域面積: 173px 島嶼比率: 0.23	

表-4 展望地からの眺め

地域区分	海及び島嶼	人工物		
		町並エレメント	工業エレメント	橋梁
備讃諸島	島嶼点在・分散 遠景以遠	多 遠景中心	少 一部重要領域	多様
芸予諸島	島嶼集中 重要・中心領域 遠景以遠	多 遠景 重要領域	やや多 一部重要領域	多 多様
広島湾以西 (一部例外)	島嶼点在 遠景以遠	多 遠景中心	少	なし

表-5 地域区分と整備状況の関係

地域区分 (0 内は展望地数)	平均整備面積 (㎡)	展望地形態				付帯設備			商業施設			樹木乱し度		
		自然地形型	垂直構造型	水平構造型	その他	四阿	ベンチ	案内看板	望遠鏡	商業施設	乱し無し	一部乱し	眺望無し	
全体(29)	117.0	5	12	11	1	16	22	18	2	11	9	18	2	
備讃諸島(11)	102.0	2	3	6	0	5	7	8	1	6	5	4	2	
芸予諸島 (13)	129.0	2	7	3	1	7	11	7	1	4	3	10	0	
広島湾以西(5)	120.8	1	2	2	0	4	4	3	0	1	1	4	0	

表-6 各地域の展望施設の整備状況の特徴

展望地の写真	寒霞渓 (備讃諸島)	野呂山 (芸予諸島)	皇座山 (広島湾以西)
	特徴	整備面積小・水平構造型・ベンチ四阿少・商業施設多	整備面積大・垂直構造型・案内看板少・商業施設少

な島嶼が集中する眺めであった。島嶼は、全体的な傾向 (遠景に遠く分布) とは異なり、遠景領域を中心に視覚上重要な領域に及び展望地も一部存在し、垂直方向に島嶼が広がる眺めであった。人工物の分布域が重要領域を中心に広範囲であることや、橋梁への視線入射角が小さい展望地もあることから、眺めにおいて人工物の影響が強い展望地が多いと言える。このように、島嶼の相対的な見えの大きさが展望地ごとに異なるとともに人工物の眺めが多様であり、3 地域において最も多様な眺めを有していると言える。

広島湾以西の展望地では、一部特異的な眺めを有する展望地があるものの、大半は島嶼総面積が小さく島嶼数も少なく、比較的小さい島嶼が点在して見える傾向にある。また町並エレメント以外の人工物が見える展望地は全体的に少なく、見える分布域も小さいことから、備讃諸島及び芸予諸島の展望地とは異なり、海中心の眺めを有していると言える。

4. 展望地の整備

(1) 整備状況

各地域の整備の特徴を整理すると (表-5, 6)、備讃諸島の展望地は、平均整備面積は最小であるが3 地域で水平構造型が最も多く、商業施設が過半数で整備されているため、四阿の整備割合が少なかった。芸予諸島の展望地は、平均整備面積が最大で垂直構造型が最も多く、周辺に商業施設が整備されている展望地は半数以下

表一 管理計画区別の展望地に係る基本方針及び記述のあった人工物

地域区分	管理計画区	基本方針	人工物
備讃諸島	岡山県	多島海景観の保全と展望地利用の推進 地域における保護管理体制の構築	橋梁（記述と写真のみ、保全対象としているか不明）
	香川県	内海多島海の保全、利用施設の整備・管理等 市民との連携	橋梁、町並
芸予諸島	愛媛県	多島海景観の保全と展望地利用の推進 地域における保護管理体制の構築	なし
	広島県	多島海景観の維持、利用形態と施設整備	橋梁
広島湾以西	山口県	多島海景観の保全と展望地利用の推進 地域における保護管理体制の構築	なし
		瀬戸内海国立公園に関する情報発信・収集	

と少なかった。ベンチが整備されている展望地は多いものの、案内看板の整備は少ない傾向にあった。広島湾以西の展望地は、平均整備面積が比較的大きく、四阿やベンチの設置割合が高いことから付帯設備の設置が充実していた。全体に、商業施設がある展望地 11 件中 8 件では樹木による眺望の乱しがなく、商業施設管理の一環として眺望の確保が行われていることがうかがえる。

(2) 管理方針

県（管理計画区）ごとに作成されている国立公園管理計画書から、共通して示されている基本方針と、各管理計画区が定めている管理対象を把握した（表一）。

基本方針では、平成 18（2006）年の作成要領通知以前に策定された広島県と香川県では、視対象と視点場に係る方針が独立していた。広島県では、視対象に係る方針として「多島海景観の維持」がある一方、視点場に係る方針として「利用形態と施設整備」であることから、視対象と視点場の管理が別々に検討されていることがうかがえる。一方、作成要領以後に策定された岡山県、愛媛県及び山口県では、視対象に係る方針と視点場に係る方針が「多島海景観の保全と展望地利用の推進」として一体化していた。また広島県では、視点場に関する方針が施設整備に関する内容のみであったが、香川県では、植生や設置物の管理の他、管理体制の構築についても言及している。岡山県、愛媛県及び山口県では、前の 2 県に加えて展望地の利用についても言及し、その方法として情報提供等を行うと記してある。このように、基本方針では、多島海景観の特徴よりも、作成要領に即した内容であることがうかがえる。

管理対象は、自然要素（海、島嶼及び植生）と人工物からそれぞれ把握した。島嶼は、具体的島嶼や諸島名も記され、眺望対象とされていた。海に関しては、半数以上の展望地において「多島海景観を望むことできる」等の抽象的な表現が多く、具体的な名称（燈籠や備讃瀬戸等）が記されている展望地は亀老山や鷺羽山等、少数であった。このことから、多島海景観の中心は海よりも島嶼としていたことがうかがえる。植生に関しては、多島海景観の一部として捉えている方針がみられるものの、展望地周辺の植生保全に関する記述が大半を占めており、結果として多島海景観の要素より展望地の圍繞景観³⁰⁾の要素として捉えた管理方針であったことがうかがえる。人工物に関しては、最も多くの記述があったのが香川県で、橋梁と町並の両方の眺望を保全対象と定めていた。一方、その他の管理計画区では、例えば岡山県では、「…（中略）瀬戸大橋を望む」と記しており、保全の対象とはせず言及に留まる等、捉え方は不明瞭であった。

(3) 管理の現状

アンケート調査は、全 29 件中 25 件から回答が得られた³⁰⁾。アンケート先は、展望地が所在する自治体に問い合わせより判明した、日常的に管理をしている管理主体を対象に実施した。また複数の管理主体が関与している場合、他組織の管理の現状についても把握している範囲で併せて回答いただいた。全体の約 6 割の展望地では、複数の管理主体によって管理が行われていた。備讃諸島の展望地では、広域自治体のみ、もしくは行政組織の関与が基礎自治

表二 展望地別の管理担当主体

地域区分	展望地	組み合わせ	清掃美化	景観阻害 樹木の伐採	歩道・ 柵の管理	案内板・ 看板の管理
備讃諸島	屋島	広	広	広	広	広
	寒霞溪	広	広	広	広	広
	五色台	広	広	広	広	広
	紫雲山	基	基	基	基	基
	城山	広	広	広	広	広
	鷺羽山	基・他	基・他			
	大麻山	広		広		広
	由加山	基・他	基・他			
	因島公園	広・基	基		広・基	広
	観音山	広・基	基			基
芸予諸島	亀老山	基	基	基	基	基
	休山	広・基	基	基	広	広
	近見山	基・他	基・他	基	基	基
	高見山	広・基・他	基・他		広	
	黒滝山	広・基・他	他	他		
	神峰山	基	基	基	基	
	仙蔵島	国・広・基	広・基	国	国	国・広・基
	筆影山	基・他	基・他		基	
	鳴滝山	広・基	基		広	
	野呂山	広・基・他	他	広・基	広・基	広・基
広島湾以西	鷺ヶ頭山	基・他	基・他			
	嘉納山	基	基		基	
	極楽寺山	広・基	基		広・基	広・基
	皇座山	基・他	基・他			
弥山	基・他	基・他				

国…環境省、広…広域自治体、基…基礎自治体、他…その他（民間や住民団体等）

表三 管理上の課題

回答	件数	管理主体の組み合わせ					
		国 n=1	広 n=2	基 n=5	広 n=5	基 n=7	基 n=4
管理方針がない	4					3	1
人手をかけることができない	14	1	1	3	5	3	1
予算をつけづらい、不足している	19	1	2	5	5	3	3
管理主体が不明	2					2	
環境省との連携が不足している	3					3	
庁内他部署との連携が不足している	2					1	1
他団体との連携が不足している	2					2	
課題と考える点もない	0						

国…環境省、広…広域自治体、基…基礎自治体、他…その他（民間や住民団体等）

体のみであった。芸予諸島と広島湾以西の展望地では、基礎自治体を中心とした管理が行われ、3 主体によって管理されている展望地が芸予諸島の展望地ではあるものの、広島湾以西の展望地にはなく、地域区分ごとに管理主体の組み合わせが異なっていた。管理主体別に管理内容を整理したところ（表二）、清掃美化は基礎自治体とその他が多く担っていた。それ以外の景観阻害樹木の伐採等は、広域自治体もしくは基礎自治体が多く担っていた。行政組織同士の組み合わせでは、管理内容を分担し網羅的に実施している傾向にあるが、基礎自治体とその他の組み合わせでは、両者が清掃美化を行うだけ等、管理内容に偏重がみられた。管理上の課題では、どの管理主体の組み合わせも「人手不足」や「予算不足」を挙げているが、基礎自治体とその他の組み合わせでは、加えて「管理方針がない」や「連携不足」も課題として挙げていた（表三）。

(4) まとめ

備讃諸島の展望地では水平構造型の狭小地に商業施設が整備され、芸予諸島の展望地では垂直構造型で案内看板の設置が少なく、広島湾以西の展望地では全般に付帯施設が充実する傾向にある等、地域区分ごとに特徴がみられた。管理は、備讃諸島の展望地では広域自治体が単独で管理する傾向が強く、芸予諸島の展望地では基礎自治体を中心に他主体との連携により管理が実施されていた。全般に、予算不足や人手不足が課題として挙げられているが、基礎自治体とその他の組み合わせでは、基本方針及び役割が不明瞭なことを課題として挙げており、管理において混乱が生じていることがうかがえた。

5. 眺めの実態と整備状況の差異

備讃諸島の展望地は、国立公園指定時から評価されてきた、島嶼が分散する眺めを有しているながらも整備面積が小さく、また四阿及びベンチの設置が少なかった。これは、展望地の利用として「見る」ことに特化し、休憩やゆっくり鑑賞するには適しているとは言

表-10 地域の眺めと整備の関係

地域区分	眺め	整備状況					
		施設面積	施設形態	付帯設備	商業施設	樹木乱し度	
備讃諸島	島嶼分散・点在 一部人工物	小	水平構造	四阿	少	多	乱し無し 眺望無し
				案内看板	少		
芸予諸島	島嶼集中 人工物多	大	垂直構造	四阿	中程度	少	一部乱し
				案内看板	多		
広島湾以西	島嶼点在 (海中心) 一部人工物	比較的大	多様	四阿	多	少	一部乱し
				案内看板	中程度		

いがたく、景観を十分に享受できない状況と言える。このため、景観をゆっくり享受するために、ベンチを設置する等の工夫が求められる。芸予諸島は、3地域において最も多様な眺めを有しているながらも、その眺めを解説する案内看板の設置が少ないため眺めを理解しづらく、景観を十分に享受できる状況にないことが示唆された。このため、眺めの理解を促進する案内板の設置が求められる。広島湾以西の展望地は、整備面積が大きく付帯設備も多いことから、全体的に整備状況が充足している展望地と言える。しかし、海中心の眺めで、多島海景観が最も分かりづらい地域と言える。ゆえに、従来の多島海景観とは異なる眺めとして理解し、整備に反映する必要も考えられる(表-10)。

展望地からの眺めと管理計画書で示されている管理対象の関係をみると、いずれの地域においても島嶼を中心に記述されており、海と島嶼で構成される眺めの実態とは異なっていた。また皇座山(山口県)以外の全ての展望地で人工物が視認できたが、山口県以外の管理計画書では展望地に係る人工物の記述は限定的であった。

橋梁に関しては、橋梁が視認された管理計画区において愛媛県を除く管理計画区では記述はあった。しかし、町並や工業関係の視対象を表す記述は、香川県の町並を除いては確認されなかった。つまり、行政方針として自然要素の眺めは捉えているものの、人工物の眺めは捉えているのは一部地域で、実際の眺めで見られた視対象とは一致しないと言える。従来、国立公園は自然風景地の保護と利用を謳い、管理計画書では「島の外観を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する」と記していることから、人工物を意図的に視対象と定めていないと考えられる。加えて、地域区分ごとに眺めの傾向はあるものの、管理計画書は行政区分ごとに整理されているため、眺めに即していないと言える。

また管理計画区ごとに視対象を記しているものの、眺望される眺めは、他の管理計画区に含まれていた。例えば、紫雲出山(香川県)の眺めでは、塩飽諸島(香川県)、走島(広島県)及び笠岡諸島(岡山県)と三つの異なる管理計画区を含んでいる。このように、単一の管理計画区だけでは収まらない展望地が表-2より多く存在することが確認できる。一方、管理計画区によって管理対象は異なることから、展望地が所在する管理計画区が目標としている眺めと視対象が、所在する管理計画区の管理対象の保全方針と異なる場合は、目標としている眺めが守れない可能性が孕んでいる。上記で示した紫雲出山の場合、香川県では町並を眺望対象としているが、岡山県及び広島県では保全対象としていないことから、目標が一致せず管理において混乱が生じる可能性がある。

管理と眺めの関係は、備讃諸島及び芸予諸島の展望地では、多くの管理項目が実施され、網羅的に管理が行われているが、広島湾以西の展望地では、清掃美化のみの管理の展望地が多い。これは、先述したように、多島海景観が最も分かりづらい地域であることから、管理方針が明確としなかった可能性も考えられる。

6. おわりに

瀬戸内海は、地域ごとに眺めの特徴が異なっていた。展望地の整備及び管理運営を行う行政においては、人工物を認識せずに島嶼中心で捉え、多様である眺めの実態を評価しているとは言いがたい。また眺めの特徴が同じ地域であっても、行政区分ごとに管理計

画は策定されていた。管理の課題として連携がとれていないことが挙げられていることを考えると、管理計画区同士で多島海景観の目標像を共有して管理する必要がある。また商業施設が併設されていると、樹木によるかく乱なく眺望は確保されているが、管理計画等においてその実態は反映されていなかった。眺めの分析から得たように、地域ごとに異なる眺めを有していることを、どのように共有し発信していくか、検討していく必要がある。

瀬戸内海国立公園で眺望される多様な眺めを捉えることで、眺めに即し、魅力を発揮できる展望地整備が可能となる。そのためには、まずは行政が各地域から眺望される眺めを正確に捉え、管理計画に反映させる必要がある。この際、同じ地域区分に属する管理計画区と内容を共有することが望ましい。視点場と視対象の眺めの方針が合致し、一体的に保全することが可能となり、多島海景観が享受される展望地整備を実現できると考えられる。また大前提として、瀬戸内海国立公園の陸域の区域は複雑であり、眺望対象の島嶼をすべて国立公園区域に指定しているわけではなく、特に人工物の多い所は島嶼内外共に区域外としている。区域外は行政の力は及ばないが、人工物の眺めが台頭した現在において、国立公園の枠組みを超えた、瀬戸内海全体で保全に向けた連携が求められる。

補注及び引用文献

- 1) 西田正憲(1997):瀬戸内海における多島海景の変遷と脇水鐵五郎・田村剛の視覚:ランドスケープ研究60(5), 425-430
- 2) 脇水鐵五郎(1937):日本風景誌:河出出版, 236-238
- 3) 堀繁(2019):瀬戸内海と私-瀬戸内海国立公園の区域決定-:瀬戸内海77, 2-3
- 4) 上村さつき・黒田乃生・羽生冬佳(2010):名勝としての「展望地点」の保護に関する研究:ランドスケープ研究73(5), 679-684
- 5) 吉原俊朗(2006):瀬戸内海国立公園の現状と今後の方向性:リサーチ調査研究報告06-08-004, 1-17
- 6) 中国四国管区行政評価局(2016):瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する行政評価・監視 結果報告書, 1-87
- 7) 篠原修(1982):新体系土木学59 土木景観計画:技報堂出版, 130-131
- 8) 伊藤弘(2010):大正から戦後にかけての国立公園行政における多島海景観として松島の評価:日本建築学会計画系論文集75(656), 2391-2396
- 9) 細川政弘(1978):多島海景観の視覚構造とその資源性に関する研究:東京大学土木工学科修士論文, 151-153
- 10) 前掲載4
- 11) 堀繁(1990):建築物規制にみる国立公園の計画管理思想:造園雑誌54(5), 197-202
- 12) 西田正憲(1995):江戸後期における瀬戸内海の新しい風景視点の萌芽:ランドスケープ研究58(5), 33-36 等
- 13) 大平和弘・大野渉・白取茂(2020):鳴門海峡を捉えた眺望景観における構成要素と構成領域の評価に関する研究:環境情報科学論文集34, 162-167
- 14) 岡田昌彰(2004):旧沿岸域要塞における景観・空間の価値評価に関する研究:海洋開発論文集20, 251-256 等
- 15) 自然公園財団(2019):日本の国立公園, 94-101
- 16) 当該県を対象に作成された瀬戸内海国立公園管理計画書を対象とする。
- 17) 島嶼の確認は、写真上で写った島嶼のみを対象とした。また途中で遠景が消失していた場合、地図で確認した結果35km先の島嶼までが対象となった。
- 18) 篠原修(1982):新体系土木学59 土木景観計画:技報堂出版, 93-94
- 19) テクノスケープ同化と異化の景観論 岡田昌彰(2003)の「工業景観の特徴的研究:6つのエレメント(タワー、マス、浮遊、東、山、大斜線型)」の形態を対象とし、現地踏査調査と共通して視認できる対象であったため採用した。なお、道路等の他の人工物は特定が困難であったことから、形態(エレメント)による把握とした。
- 20) 塩田敏志・小島通雅・前田豪・布施六郎(1967):自然風景地計画のための景観解析II:観光16, 63-69
- 21) 展望施設・案内看板・四阿は樹木と異なり、島嶼の稜線に全く被覆していなかった。
- 22) 前掲載2
- 23) 前掲載18
- 24) 篠原修・田村幸夫(1972):橋梁を主題とする休憩施設の景観計画:土木学会年次学術講演会講演概要集第4部門, 261-264
- 25) 一般的に山頂部に設置される展望地は、整備面積が小さいほど平坦地は限定される。また利用者が同数の場合、展望地面積が小さいほど、密度が高くなり快適性が失われたため、景観享受に関連する指標として評価した。
- 26) 環境省自然環境局自然環境整備課(2020):自然公園等施設技術指針 第3部施設別技術指針 第2章園地, 27-28
- 27) 景観アセスメントにおける評価構造の研究(熊谷ら1984)において「乱し(ディスプレイ)」という語を用いていることから援用した。
- 28) 前掲載24
- 29) 前掲載2
- 30) 管理計画では「展望地そのもの及びその周囲の景観」と定義している。
- 31) 同一自治体に複数の展望地が所在する箇所があるため、対象展望地数と相違がある。

(2021.9.25受付, 2022.3.30受理)